

龍 監 第 39 号
令和 6 年 12 月 26 日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇 殿
龍ヶ崎市議会議長 油 原 信義 殿

龍ヶ崎市監査委員 大 山 文 彦
同 寺 田 寿 夫

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項の規定による財務監査のうち、同条第4項の定期監査を実施し、その結果に関する報告を別紙のとおり決定したので、同条第9項の規定により提出します。

なお、貴職が所掌する事項が指摘事項等に該当する場合において、当該指摘事項等に関し、是正又は改善のため必要な措置を講じたときは、同条第14項の規定によりその旨を通知願います。

定期監査結果報告書

1 準拠した基準	龍ヶ崎市監査基準に準拠して監査を行った。		
2 監査の種類	地方自治法第199条第1項の規定による財務監査のうち、同条第4項の定期監査		
3 監査の対象	(1)事 項	下記の部課等が所掌する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理	
	(2)期 間	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 6 年11月30日まで	
4 監査の着眼点	監査に当たっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点として実施した。		
5 監査の実施内容	(1)予備監査	令和 6 年12月6日から 令和 6 年12月16日まで	事前に提出を受けた監査資料に基づく書面監査及び関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、予備監査を実施した。
	(2)本監査	令和 6 年12月25日	予備監査の結果に基づく予備監査調書を踏まえ、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、本監査を実施した。
6 監査の結果	是正又は改善を必要と認める事項及び意見は、次のとおりである（詳細は、別紙「指摘事項等について」を参照。）。これ以外の事項は、おおむね適正であると認められた。 市民経済部地域づくり推進課 指摘事項 1 件、注意事項 0 件、意見 0 件 市民経済部市民窓口課 指摘事項 0 件、注意事項 0 件、意見 0 件		
7 通 知	是正又は改善を必要と認める事項について、必要な措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定によりその旨を通知されたい。		
8 備 考	軽微な事項については、監査委員事務局長による指導事項とし、記載は省略した。		

対象部	対象課	確認した事実等		措置状況の内容等
市民経済部	地域づくり推進課	区分	契約事務	
		件名	指摘 12頁 他 令和6年度馴染コミュニティセンター夜間管理業務委託 他1件	
		事実の概要等	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約は、契約締結前及び締結後に契約の内容等を公表することとされているが、公表していなかった。	
		区分		
		件名		
		頁		
		事実の概要等		
		区分		
		件名		
		頁		
		事実の概要等		
		区分		
		件名		
		頁		
		事実の概要等		
		区分		
		件名		
		頁		
		事実の概要等		